# 第8回黒潮町農業委員会議事録

- 1. 日 時 令和4年10月6日(木) 午後2時00分~
- 2. 会 場 黒潮町役場本庁 3階 中会議室
- 3. 出席委員 【農業委員】(12人)

1番 小谷健児、2番 野坂賢思、3番 江口千寿、4番 山下理恵、 6番 金子俊博、7番 橋田美和、9番 松本昌子、10番 垣谷征志 11番 酒井幸男、12番 福留康弘、13番 ハジィフ泉、14番 吉尾好市 【推進委員】(7人)

1番 大石正幸、2番 弘瀬正彦、3番 若藤陽介、4番 宮川建作、 5番 小橋誠一、6番 尾﨑澄夫、7番 西村節男

(事務局:事務局長 渡辺健心、書記 藤本英)

4. 欠席委員 【農業委員】(2人)5番濱口佳史、8番伊芸精一

#### 5. 議事日程

- (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
- (2) 各議案の審議

議案第1号 農地法第5条許可申請(農業委員会会長許可)について(1件)

議案第2号 非農地証明願について(5件)

議案第3号 農業経営基盤強化推進法第18条第1項の規定による農用地利用集 積計画の決定について

議案第4号 黒潮(黒潮町)農業振興地域整備計画における農用地利用計画の 変更について(協議)(1件)

(3) その他の討議・報告事項について 食育活動について

○その他

議長 それでは時間もきましたき、予定の人員もだいたい揃うたようでございますが、〇〇君 がちょっと遅れるということでございますので、これより 10 月の定例会を始めたいと思います。

こないだの農地パトロール、大変皆さんご苦労さんでございました。お疲れさまでした。

それとですね、今日初めて議事録の認識装置だそうですが直接声に変換してくれるということですが、必ず発言するときは手を挙げて私が指名してから発言するようにせんと、これがよう認識せんそうでございますんで、そこらあたり勝手に言わんと必ず指名されてから、名前を言うてから発言をするようにしていただきたいと思います。

それでは早速議事に入りたいと思いますが、今日欠席者2名、○○さんと○○君が欠席 ということでございます。会の方は成立しております。また、議事録の署名人ですが、今 日は○○君とそれから○○さんにお願いしたいと思います。

それでは早速議事に入りたいと思います。

それでは議案第1号、農地法第3条許可申請につきまして1件出ております。事務局の 方より説明をお願いします。

事務局 それでは事務局から説明させていただきますが、先ほど会長からもありましたが、議事録の自動認識装置です。再度の説明になりますが、話した言葉をそのまま文字に起こしてくれる装置になってまして、ただ、思い思いに話されるとようついていかんなったりするので、基本的に発言者が話終わるまで待っていただいたり、さっきも言ったように、コンピューター誰が喋ったかゆうががわからんので、会長から名前示されてからできるだけ発言していただくようにすみません、ちょっとお願いします。

それでは議事の方に入らせていただきます。1ページをお願いします。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請1件出ております。

番号1番、譲渡人、○○○○さん。○○○○さんより出ています。譲受人としまして○○○さんとなっております。申請地としまして、入野字井ノ谷山、錦野ですね。種目、宅地になっておりますが現況は畑となっておりますので農地法でいう農地となりますのでこの申請の対象となります。理由としまして、子どもさんの自宅新築のためということです。

3ページからをお願いします。まず航空写真ですけども、錦野団地を上がっていきまして、左下の方に中央保育所が見えておりますが、過ぎてからやや右側のあたりです。

同じく4ページがゼンリンの地図となっております。

続きまして5ページが拡大の航空写真です。

続きまして6ページが公図となっています。

7ページが土地利用計画図兼排水計画図となっております。土地利用計画につきまして は嵩上げは行わずに、一定締め固めた後に砕石を敷くということです。こちら申請地への 侵入は隣接している西側の町道から行うとのことです。

排水計画につきましては、雨水処理は自然浸透と西側側溝での処理とします。合併浄化槽を経由した雑排水も西側の側溝へ排水するとのことです。

続いて次8ページが現況写真となっております。こちら資金計画ですけども、○○○○となっております。農地区分としては第3種農地となっております。

事務局からは以上です。

議長 今事務局の方より説明がありました。担当委員さんの方で捕捉説明あれば。

○○委員 現状的には8ページを見てもらって分かるように、畑として使ってないし、宅地のようなかたちです。それで○○○○さん。この人も○○がご出身の方で、○○○○さんも○○のご出身なので、売買契約ができたんだと思います。 以上です。

議長 今担当委員さんの方から説明がありました。この件につきまして何か質疑質問等ある方 挙手願います。

これはもともと何か建っちょったゆうもんでもないが。宅地みたいになっちょうがやけど、へりへついて。

事務局 宅地として開発してそのまま畑として使っていたそうです。何か建っちょったとは聞いてないですね。

議長けんど現況見る限りではきれいな宅地みたいになっちょらね。

事務局 そうですね。宅地として開発は進めよったらしいです。

議長 何かこの件につきまして何か質疑ありませんかね。ないですかね。ないようでしたら承認を受けたいと思います。

議案第1号、5条許可申請につきまして承認されます方挙手願います。

(举手全員)

挙手全員です。議案第1号5条許可申請につきましては承認をされました。

続きまして議案第2号、非農地証明願について5件出ておりますが、1番より事務局の 方から説明をお願いします。

事務局 また1ページをお願いします。

議案第2号、非農地証明願5件が出ております。

まず番号1番、願出人、〇〇〇〇さんです。願出地としまして黒潮町入野字下坊、畑、224 m²となっております。願出理由として10以上前から耕作しておらず、雑草が繁茂し地盤が波を打っているとのことです。

9ページからお願いします。まず航空写真ですけども、こちら芝地区になると思いますが、左下の方に見えている大きい建物がよどやドラックになります。そこから旧国道を東の方へ行ってちょっと民家をかき分けて入っていった畑となります。

10ページが同じくゼンリンの地図となっております。

11 ページが拡大の航空写真となります。こちらこの場所の左側に白いような建物の家がありますが、こちらが〇〇さんという方で、10 年以上前までは耕作をされていたようなんですけども、なかなかお年などの、体調との都合で耕作ができなくなってですね、10 年間そのままになっていたと。それで雑草などは生えてきてたんですけど、周りに迷惑がかかるということできれいに刈ってはいたようです。ただ、理由にあるように地盤が波打ったりと肥培管理は難しいということで、非農地証明願があがってきております。

続いて12ページが公図となっておりまして、14ページが現況写真となっております。 こちら農用地の区域外となっていて利用権の設定もありません。 事務局からは以上です。

議長 今事務局より説明がありましたが、担当委員さんの方で何か捕捉。

- ○○委員 13 ページ見たらわかるんですけども、○○さんゆう方がおったがですけども、息子さん の○○さんという方がおります。その○○さんが毎年草だけは刈ってこういうきれいなが ですけど、凸凹で畑としては使用できないと思います。
- 議長 今○○さんより説明がありました。何か凸凹で畑としては難しいようなことでございますが、見る限り草刈ってきれいながですが、非農地としてはちょっとどうかなと思うがですが、何かこの件につきまして質疑ある方挙手願います。
- ○○委員 本人、○○さんのところで聞いたらですね、ここの畑は入っていく道が一切ないと。今 までは人の土地もお願いして入っていって作業しよったと。入っていく道がないのでどう しようもない。

議長 この赤線の黒いところは道やない。

事務局 これは前側の家の入り橋、高くなっているような。一段高くなっちょう。

議長もう耕作はできんゆうことやね。何かこの件につきまして質疑質問はありませんかね。

ないですかね。ないようでしたら非農地証明願の1番につきまして、承認を受けたいと思います。この非農地証明願1番につきまして承認をされます方挙手願います。

## (挙手全員)

挙手全員です。非農地証明願の1番につきましては承認をされました。 続きまして非農地証明願の2番、事務局の方より説明をお願いします。

#### 事務局 また1ページをお願いします。

番号2番と3番ながですが一体となった申請となっておりますので一緒に説明させていただきます。別にお配りした別紙資料1というA3の資料がありますが、そちらを見ながら説明させていただきますのでお願いします。議案書の方は14ページをお願いします。

まず願出人としまして、馬荷の○○さんと○○さんとなっております。○○さんから3 筆、○○さんから1筆あがってきております。こちらA3の資料の中で、前回までに○○さんとかそういった関係で非農地証明が上がってきている場所が今回A3の中で色付けしている場所がそうです。今回それと一体化するという形で、赤い枠で囲んで、願出地としてゆうことで指定している場所が今回の願出地の場所となります。今後一体化して活用していくということになってくるかと思うんですけども。

14ページ、15ページが航空写真、ゼンリンの地図になっておりますがこれまでと同じ場所なんでこれはわかるかと思います。

18ページ19ページが現況写真となっております。先の○○さんから出ている3筆については25年前より耕作をやめ、現在は山林となっており農地としての利用は困難であると。○○さんの方も30年以上前より未耕作地となっているということです。こちら全て農用地区域外となっておりまして利用権の設定もありません。

事務局からは以上です。

- 議長 今事務局より説明がありましたが、担当委員さんの方で何か捕捉説明あればお願いします。
- ○○委員 先月ですかね、出てきたの。先月の関連の土地です。農地としては見た感じ山ですので、 別段問題ないと思います。
- 議長 ここは非農地証明願ということで、その後何になるかということはなかなか我々はタッチできませんので。非農地として。
- ○○委員 蕨岡線の道路から見ても農地ではない。山です。完全な山ですのでよろしくお願いします。

議長 今○○さんの方からももうほとんど山ということで農地としては認められないということでございますが、何かこの件につきまして質疑質問はありませんかね。写真で見る限りはほとんど山です。ないですかね。ないようでしたら承認を受けたいと思います。2番と3番一括で承認を受けたいと思います。非農地証明願の2番3番につきまして承認をされます方挙手願います。

# (挙手全員)

挙手全員です。非農地証明願の2番と3番につきましても承認をされました。

続きまして非農地証明願の4番、事務局の方よりお願いします。

○○さんちょっと退席お願いします。

事務局 2ページの方になります。非農地証明願の番号4番ですけども、こちら地権者としては別の方で上がってきてるんですが、○○さんがこちらを購入されていると、そういった契約をして、ただ登記ができてなくて、地権者としては別の方があがってるんですけども、ちょっと関係者になるということで退席をされました。以上報告します。

番号4番、願出人、〇〇〇〇さんです。願出地としまして黒潮町加持字小北山ノ前、畑、2.88 ㎡。願出理由としまして申請地は少なくとも20年以上前から倉庫が建っており耕作ができる状態ではない。農地への復旧は困難であるとのことです。

20 ページからお願いします。まず航空写真ですけども、加持の奥の方に入って行っておりましたら、○○さんが右手にありまして、その少し左に○○さんという美容院があるんですけども、そこを少し過ぎたあたりの左手になります。

21ページがゼンリンの地図となっております。

続いて 22 ページが拡大の航空写真となります。こちらこの航空写真が平成 22 年のものなんですが、ここでいうように 20 年以上前からあるゆうことやったらここに倉庫が見えちょかないかんがですけども、その申請者いわく、木が生い茂ってちょっと見にくくなっていると。実際倉庫みてみますと、かなり古い倉庫なので、20 年以上前からあったものながかなというふうに受け取れます。

23 ページが公図となっておりまして、14 ページが現況写真です。実は面積が 2.88 ㎡となっておりまして、確かに登記事項みても 2.88 ㎡となってるんですけども、現況より若干、少なめの面積だなという感じを受けます。行政書士に確認したところ、間違いなく登記上この面積となって。

こちら農用地の区域外となっていて利用権の設定もありません。 事務局からは以上です。

議長 今事務局より説明がありました。この非農地証明願の4番につきまして、担当委員さん、 ○○さん。

- ○○委員 24 ページ見てもらったらわかると思いますが、現状こういう倉庫が建って、○○さんが 倉庫として購入したと。
- 議長 倉庫として利用すると。今〇〇さんの方からも説明がありましたが、写真で見る限り倉庫として利用するということでございますが、面積の方が登記上は 2.88 ということになって、ちょっと面積的にはおかしいがですが。こういう登記だそうですが、何かこの件につきまして質疑質問ある方挙手願います。ないですかね。酒井君。
- ○○委員 22 ページの航空写真と 24 ページ、同じところ。
- 事務局 場所は間違いなく一緒ですね。22ページの木が生い茂ってるということみたいです。
- 議長 航空写真やけ、山の上から撮っちょけん藪で隠れちょうがやろうね。倉庫が。○○君。
- ○○委員 確かね、○○のお父さんがね、古い小屋みたいなのがあったようにかわらんが、○○の 土地が自分のがやないか思うて建てたがやないろうか思う。
- 議長 この倉庫は違うが。
- ○○委員 この倉庫自体は○○君が建った、16年以上になると思うがやけんど。
- 議長ほいた○○くんの倉庫なが。
- ○○委員 もう一つ昔にこの倉庫の前に古い倉庫があったけん、○○さんの農機入れよった。今は ○○がコンバイン入れようらしい。
- 議長 建て替えたゆうことやね。倉庫は前の分はないがやよね。お父さんが建てたゆうがは今 はないがよね。
- ○○委員 古いががどっかあると思うがやけんど。
- 議長 今はこれになっちょうがやね。たぶん航空写真の方はかなり古いがやけんね。何かこの 件につきまして他に質疑質問はありませんかね。ないですかね。
- ○○委員 面積が少ないがかゆうて今指摘されたがですけど、別にそれは問題は登記されてるから 問題はないですか。

- 議長 これは法務省の方での登記やけんそのとおりよね。実測したらこんなもんではないとは 思うけど。実測したらかなり広いろうね。
- ○○委員 倉庫から上側にある面積が 2.88 ばあじゃないですか。面積としたら。
- 議長 そこなあたりがちょっとわからんけど、この土地そのものが 2.88 で登記しちょってそれ がこういう倉庫が建っちょらね。全体からゆうたら 2.88 じゃとても収まらんけんど登記上 そうなっちょうがやろうね。
- 事務局 地籍調査が終わっちょって、地籍の境界線で確認したがですけど、間違いなくこの地番 でここの場所やったんで。倉庫を含んだものとなってます。登記上は。
- 議長 他に何か質疑質問はありませんかね。ないようでしたら承認を受けたいと思いますがいいですかね。この非農地証明願4番につきまして承認をされます方挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。非農地証明願の4番につきましても承認をされました。 それでは非農地証明願の5番につきまして、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 2ページをまたお願いします。

非農地証明願、番号5番、願出人、〇〇〇〇さんです。願出地としまして黒潮町馬荷字タクボ、畑、165㎡となっております。願出理由としまして昭和30年頃まで耕作をしていた。その後事情により耕作をやめたことで草木が繁茂し、現在は山林化しているとのことです。25ページからお願いします。まず航空写真なんですが、集活センターかきせをですね通り過ぎて2、300mくらい奥へ行きまして今、町道拡幅工事をしようところです。町道の拡幅工事にあたり、地権者のこの当該場所の隣接地の同意を得ないかんとか、ちょっとそういったことがあるようなので、その関係で所有権を移転したら、そっちの方が手続きが簡単やと。そういうことで所有権移転をしたいということもこの非農地証明の目的のようです。

26 ページがゼンリンの地図となりまして、27 ページが拡大の航空写真となります。 続いて 28 ページが公図となっております。

29 ページが現況写真となっております。ご覧になるとおり町道の拡幅工事ながですけども、こちらの当該場所は工事自体にはかからないということで、山林のままということになるようです。

こちら農用地の区域外となっていて利用権の設定もありません。 事務局からは以上です。 議長 今事務局より説明がありました。担当委員さんの方で捕捉説明あればお願いします。

○○委員 私もちょっとおかしいと思うがやけど個人が高知の方におるんで連絡とれんけど、工事の前に町の方から出てくるがが筋やないろうかと思うがやけど、町道やろ。かなり道の方に、町道の方にとられちょう思うがやけど。とられちょうはおかしいけど。もうなっちょうものは仕方ないけど、ブロックついちょうし、その裏は現況では畑ではありません。

議長山よね。

○○委員 このブロックの部分らあも入っちょうと思うがやけど。

事務局 入ってない、工事のところは関係ないです。

議長 入ってないそうです。

○○委員 わかりました。

議長 何かこの件につきまして質疑質問ありませんかね。写真で見るからはほとんど農地ではなくて山みたいですけど。タクボゆうたらどのあたりですか。

○○委員 タクボゆうたら中馬荷のお宮があります。それが100mくらい下馬荷寄りに、タバコを 乾燥しようところがありますが、そこらへん一体がタクボ。

議長タバコを乾燥しようゆうがはわからんけど、前の小学校から下、上。

○○委員 乾燥しようとこの 20m上側へ上がこの申請している非農地。

議長 前の小学校よりかまだ上ということ。

○○委員 上です。蕨岡へ越える道、今の先に出ちょった。それで福堂の方へ奥へ行くと、それへ 行ったとこ。中馬荷まで行かなね。境やね。

議長 前の学校のとこよりかまた手前ということやね。昔の学校よりかは。 何かこの件につきましてありませんか。ないですかね。ないようでしたら承認を受けた いと思います。非農地証明願の5番につきまして承認をされます方挙手願います。

#### (挙手全員)

挙手全員です。非農地証明願の5番につきましても承認をされました。

議案の方とばしますけど、第4号の方を先にこの議案書の方の中に入ってますんで、議 案第4号の方を先にやりたいと思います。

議案第4号、黒潮町農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について協議 と出ております。1件出ております。事務局の方より説明をお願いします。

## 事務局 2ページをお願いします。

こちら議案第4号、農業振興地域整備計画における計画変更ですけども、初めてお聞き する方もおると思いますので、ちょっと説明させていただきます。

農業振興地域の重点地域として、農用地区域というものが指定されております。基盤整 備がされていたり、農業を重点的に取り組む地域ということで、農用地区域というものが 1 筆づつ町内で指定されています。そういったところは基本転用とか何かの開発というの ができなくなっています。どうしてもそれが必要となった場合、今回の手続き、農用地利 用計画の変更というものを農業委員会で承認して、その後県に届け出をしてそれが農用地 区域から除外されたらようやくそれを転用の手続きに入ることができるようになります。 かなり時間がかかるんですけども、その手続きを踏まなければいけなくて、最近でいいま すと去年度の話になるがですが、○○○○さんというお塩を作っているところがですね、 熊野浦の農用地区域を除外してそこへ工場を建てるということで手続きをした経過があり ます。そういったところで宅地転用したいということで上がってきているものになります。 こちら申請者ですけども、○○○○さんと○○○○さん。土地が2分の1づつというこ とになります。申請地としまして黒潮町佐賀字小馬地、田、451 ㎡です。申請理由としま して、高規格道路の用地として自宅が買収となったため、代替地としたいということです。 30ページからお願いします。まず航空写真ですけども、馬地橋を渡ってやや南側の方へ 行ったあたりで、昨年度、実はここの正面の場所が形状変更届が出て今、農業用の倉庫が 建っている場所となります。このあたり一帯が高規格道路の作業用道路として工事が進め られていて、代替地が必要になる場所などが結構出てきております。

続きまして 31 ページがゼンリンの地図で、32 ページが拡大の航空写真となっております。

33ページが公図となっております。

続いて34ページが土地利用計画、排水計画図となっております。

排水計画ですけども、浄化槽を経て雨水については自然浸透と町道に側溝があるような のでそちらへ透出するようです。

35ページが現況写真となっております。

こちら農用地の区域内となっておりまして、利用権の設定はありません。

事務局からは以上です。

○○委員 今事務局から詳しい説明があったがですが、30ページの航空写真ですが、中央に伊与木川が流れておりますが、伊与木川の左側が馬地地区の集落です。下の馬地地区の下の段の一番左側寄りで、ほとんど写真に映ってないところと思うがですがこの辺を佐賀大方道路の高規格道路がこの辺を通るということで、○○さんという方ですが、今回自宅の買収になると、その辺も道路が通るということで今回申請があるわけですが。それで昨年のことと思いますが、○○さんゆうて農業用倉庫がそこもルート上、申請があったわけですが、今回○○さんの自宅と重なるということで、申請があがっております。

それで2ページの今回申請の土地の所有者で〇〇〇〇の登記の名義になっちょうゆうことでこんな申請が上がっております。自宅は買収されるという方は〇〇さんという方です。いろいろ話を聞いたわけですが、なかなか土地を探しようけんど適当な土地がないゆうて、何年か探しよったようですが、登記が難しいとか、購入しても登記が難しい土地があったり、それから、急傾斜すぎるという地域もあって、なかなか家を建てるにしても、急傾斜のところは何mか山手の方へ行かんといかんゆうてなかなか思うように家が建てれんゆうことで、最終的に今回申請に至る農用地区域でここへ出したいということで、今回申請が上がっちょうわけですが。なかなか土地を探すになかなか苦労しようゆうことで、なんとか公共道路に買収されるわけですので、なんとか農用地区域を除外してもらいたいということですので、検討をお願いしたい。

以上です。

議長 今、○○さんの方からも詳しい説明がありましたが、代替地としてここに家を建てたい ということでございますが。この周辺農地への同意。

事務局 同意は全て得て了承済みです。

議長 周辺農地への同意は全てもろうてるようでございますが、何かこの件につきまして質疑 質問ある方挙手願います。

見るからにここ一等地ゆうか農用地区域内でございますんで、もったいようなところで ございますが、代替地ということで家をとられるということで、家を建てたいということ でございますが、何かこの件につきまして質疑質問ある方、挙手願います。ないですかね。 なければ承認を受けたいと思いますが。

○○委員 この代替地というのは自分で入るがですかね、この土地をとられた家の人が田辺さん、 それとも、この高規格道路からするがやけん誰かがそのこんな土地に建てなさいゆうて探 してくれるわけじゃないですか。

- 事務局 たぶんながですけど、基本的に自分で希望地を探してなかなかよう探さんときに国交省 などに相談したら相談乗ってくれるというような感じじゃないかと思うがですけど。
- ○○委員 地図見よったら、川の端で海の端でほんぎゃ津波もあろうかというときにわざわざ新築 の家を建てるかちょっと心配はしました。

事務局 ここはご本人が希望して選んだ土地みたいです。

議長 いいですかね。

○○委員 先にもいうたようにね、あちこち土地を探しよったけんど、やっぱり地元におりたいというか、危険な、いうたら津波がこの辺は完全に黒潮町 20mか 30m、全部ここは浸かるとこやけんど、地元におりたいというか。なかなか土地がないゆう話で探すに大変な。

以前、白石団地ゆう海の近くの今佐賀インターができようところの買収になったところは8戸くらいは、ひとつの小さい集落が、その全部は町が代替地を作って、その中で優先的に移転できるように構えてくれた。そういうことがほとんどない。自分で土地をほとんど探さないかん。なかなか土地を探すに大変なそうです。

以上です。

議長 いいですかね。

- ○○委員 これ農用地除外で出てきとるんやけど、この持ち主から出てくるのがほんとやない。こんながはどげんなるが。
- 議長 今出ちょうがが地権者という。自分の土地で農用地区域内やけん自分の土地やけんど、 農用地区域から代替地として家を建てたいということです。

事務局 この後家を建てる本人が5条申請をするということになると思います。

議長よその家じゃなくて、自分の土地じゃそうです。

- ○○委員 もともとはその立ち退きになったところはどこやったが。
- ○○委員 さっき説明した30ページよね。30ページの航空写真見てくれる。さっき説明したけんど

中央に申請地ゆう赤いくがあるけんど、伊与木川が流れちょうがですが、その左側が馬地 地区の集落です。それで馬地地区の下の段に家が何十戸かあるがですがこれの一番左側の 写真に映ってるか映ってないかのところを高規格道路が通る予定になっちょうがです。

(同時に発言、聞き取り不能)

議長 ゼンリン地図でも○○さんゆうところは載ってないようです。○○さんいいですかね。 他に何か質疑質問ありませんかね。ないようでしたら承認を受けたいと思います。

議案第4号になりますが、議案第4号の農用地計画の変更につきまして承認をされます 方挙手願います。

## (挙手全員)

挙手全員です。議案第4号につきましても承認をされました。

それではひとつとばしましたけんど、議案第3号にいきたいと思います。議案第3号、 農業経営強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、利 用権の設定でございますが事務局の方より説明お願いします。

事務局 それでは議案第3号の資料をお願いします。

こちら利用権の設定ですけども、今回中間管理が全く出てなくて、すべて相対の契約となっています。1ページからいかせていただきますけど、1ページがすべて同じ借受人さんで、○○○○さんで、すべて今まで契約していた分の再更新ということですので、ここちょっと省略しながら説明させていただきます。

議長
ちょっとすいません、○○さん時間大丈夫。

○○委員 はい大丈夫です。

事務局 2ページの上から順番に説明させていただきます。借受人が○○さんですので、ちょっと退席を。

2ページの1番上4-63、大方4-61、貸付人、○○さん。借受人○○さんとなっておりまして、場所が浮鞭野々下となっております。作目としましてはレモンとなっております。 こちらですね、これまで貸付人と○○さんのお父さんの○○さんが利用権の設定をしていたものを○○さんが引き継ぐという契約になります。 こちら関連するので、続いて 4-65、大方 4-63、○○○○さん。こちらが○○さんのお父さんです。同じく貸付人として、○○さん。借受人として○○さんとなっております。こちらもですね、これまで○○さんのお父さん、○○さんという方が利用権の設定をしていたものを息子さんが引き継ぐという契約になっています。場所としまして、出口の太郎山となっております。これが竹島へ向かう途中の左手あたりにある場所です。作目としましてはブンタンとなっております。

議長 ○○さんの2件だけ先に承認を受けたいと思いますが、何かこの件につきまして質疑ありませんかね。ないですかね。ないようでしたら承認を受けたいと思います。この○○さんの2件ですが、つきまして承認をされます方挙手願います。

## (挙手全員)

挙手全員です。○○さんにつきましては承認をされました。 それでは 4-64 からお願いします。

# 事務局 2ページの方引き続き説明します。

4-64、大方 4-62、貸付人、○○さんです。借受人として、同じく○○さんとなっておりまして、こちら作目がキュウリとなっております。これまであったものの再設定となっております。

続きまして 4-67、大方 4-65、貸付人〇〇さん。同じく貸付人が 4-68 の〇〇さんとなっておりまして、借受人が〇〇さんとなっております。場所としましては田野浦の本田と家の前となっておりまして、レモンそれから柑橘類となっております。こちらが新規の設定となっております。

続きまして 4-69、大方 4-67 加持の○○さん。同じく貸付人として 4-70、大方 4-68、加持の○○さんとなっておりまして、借受人が○○さんです。○○さんは新規就農で農業を始められた若い方になります。場所としましては加持の三島となっておりまして、作目はキュウリとなっております。こちら 2 筆とも新規の設定です。

続きまして 4-71、大方 4-69 からすいません 3 筆です。貸付人〇〇さん。借受人〇〇さんとなっております。こちらですね、借受人として〇〇さんという方が借りていたんですけども、今回〇〇さんに切り替えるということになっております。場所としまして、不破原の横竹と車田です。市野々川の入口入っていくところちょっと過ぎた左手の田んぼになっております。作目としましては水稲ですべて私用貸借となっております。合計で 3 万 9,640 ㎡の設定となります。

議長 今事務局の方より利用権の設定につきまして説明がありましたがこの件につきまして、 ○○さんの分につきましては承認をされましたが、その他につきまして何か質疑質問ある 方挙手願います。ないですかね。 ○○委員 これ水稲の米6俵ゆうがは間違うちょうがやないか。

議長 一番上、4-63 ゆうとこ。

○○委員 4-58。みんなは1俵ばあじゃけど、これだけ6俵ってのはちょっと。

議長 水稲ゆうがはちょっとおかしいね。これ再設定になるたぶんハウスやないろうかと思う がやけんど。

事務局 9ページが○○さんと○○さんの設定の詳細が書かれたものながですが、水稲もキュウリもどっちも6俵ゆうて書いちょうがは書き間違いかもしれません。

議長 ○○さんやきたぶんキュウリやないろうか。ハウスやないろうかと思うがやけんど。この下がキュウリで上が水稲になっちょうけんね。たぶんこれもキュウリやないろうかと思うがやけんど。ハウスながやないろうかと思うがやけんど。米で6俵ゆうがはちょっとね。そこんとこ確認を。

他にありませんかね。何か質疑質問ありませんかね。この利用権の設定について。最近田野浦の方でも〇〇さんゆうて最後出ちょったけど、いろいろレモンとか柑橘植えるに土地をいろいろなあたりゆうみたいで。まだ、家の前団地にも空いたとこがあって、そこも借りたいということでまた次にまた出てくるかもわかりませんけんど。

いいですかね、ないですかね。ないようでしたら承認を受けたいと思います。

議案第3号、利用権の設定ですが、につきまして承認されます方挙手願います。

# (挙手全員)

挙手全員です。議案第4号につきましても承認をされました。

(午後3時3分終了)